

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日	
議長	副議長	局長	次長	長	副主幹	担当	文書取扱主任									

第 5 回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成23年10月24日(月曜日)	開会 10時00分	閉会 14時23分
開催場所	第三委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、木下、荒木	事務局	中嶋事務局長
	議長、委員外～窪之内		菊井次長
欠席委員	田村		村井主任主事
説明員	別紙のとおり	議件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 滝川市立病院改築工事について		
	(2) 院内保育所の開設について		
	(3) 滝川市立病院「菜の花」応援団の設立について		
	(4) 滝川市地域エネルギービジョンの策定について		
	(5) 北海道のエネルギー「一村一炭素おとし」事業における事業計画の認定について		
	(6) 滝川市廃棄物減量等推進審議会における審議経過について		
	(7) 滝川市交通安全計画(第8次)について		
	(8) まちづくりセンターのキャラクターと愛称の決定について		
	(9) 子ども手当の制度改正について		
	(10) 休日保育の実施について		
	○ 社会福祉事業団の評議員の選考について		
	2. その他について		
	清水委員から大型の建物が廃墟化した場合にどのようなことが起き得るのか整理するために所管に説明を求めたいという意見があったが、今後、委員会として説明を求めするために所管と協議することに決定した。		
3. 次回委員会の日程について			
正副委員長に一任することに決定した。			
上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 関藤 龍也 ㊦			

平成23年10月20日

滝川市議会議長 水口典一様

滝川市長 前田康吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成23年10月4日付け滝議第104号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	伊藤克之
市民生活部参事	庄野雅洋
市民生活部くらし支援課長	赤松恒夫
市民生活部くらし支援課主幹	松本真理子
市民生活部くらし支援課副主幹	山川弘己
市民生活部くらし支援課主査	伊藤貴隆
市民生活部くらし支援課主査	橋本英昭
市民生活部くらし支援課主査	運上琢論
市民生活部くらし支援課まちづくりセンター所長	千葉豊
保健福祉部長	橋弘恭
保健福祉部次長	佐々木哲
保健福祉部子育て応援課長	樋郡真澄
保健福祉部子育て応援課副主幹	前田昌敏
保健福祉部子育て応援課主査	庄野憲宗
保健福祉部介護福祉課長	高田和昌
保健福祉部介護福祉課副主幹	深村栄司
市立病院事務部長	鈴木靖夫
市立病院事務部次長	田湯宏昌
市立病院事務部事務課副主幹	橋本景子
市立病院事務部改築推進室長	配野英夫
市立病院事務部改築推進室主任技師	横田和典

(総務部総務課総務グループ)

第5回 厚生常任委員会

H23.10.24(月)10:00～
第三委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市立病院》

- (1) 滝川市立病院改築工事について (資料) 事務部
- (2) 院内保育所の開設について (資料) 事務部
- (3) 滝川市立病院「菜の花」応援団の設立について (口頭) 事務部

《市民生活部》

- (4) 滝川市地域エネルギービジョンの策定について (資料) 暮らし支援課
- (5) 北海道のエネルギー「一村一炭素おとし」事業における事業計画の認定について (資料) 暮らし支援課
- (6) 滝川市廃棄物減量等推進審議会における審議経過について (資料) 暮らし支援課
- (7) 滝川市交通安全計画（第8次）について (資料) 暮らし支援課
- (8) まちづくりセンターのキャラクターと愛称の決定について (資料) 暮らし支援課

《保健福祉部》

- (9) 子ども手当の制度改正について (資料) 子育て応援課
- (10) 休日保育の実施について (資料) 子育て応援課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○閉 会

第 5 回 厚生常任委員会

H23. 10. 24(月) 10 時 00 分

第三委員会室

開 会 10:00

委員動静報告

- 委員 長 田村欠席。議長出席。委員外～窪之内。プレス空知の傍聴を許可する。
- 鈴木部長 冒頭、市立病院事務部長から報告がある。事務部長。
10 月 13 日に行われた職員の懲戒処分について、一言おわびしたい。このたびは管理不行き届きにより、事務課の職員が不祥事を起こしたことについて、深くおわびする。病院も新しくなり、職員一同市民に信頼され、選ばれる病院を目指して頑張っているところに、事務課の職員が市民の信頼を裏切るような不祥事を起こしてしまった。今後、このようなことが起きないように職員の管理監督、指導、教育、育成に努め、市民に安全、安心の医療を提供するとともに、信頼される病院を目指して、職員一同職務に専念したいと思う。このたびは大変申しわけない。
- 委員 長 今後とも注意を払っていただきたい。清水委員。
清 水 懲戒処分については、総務文教常任委員会で報告されるものと思うが、事務を行っていたのは市立病院なので、きちんと厚生常任委員会でも報告されるべきと思う。懲戒処分には根本の原因がある。すべて総務文教常任委員会で行われるということにはならないと思う。市立病院の事務関係として報告がなされるべきと思うがいかがか。
- 委員 長 総務文教常任委員会での報告だけではだめだということか。若干休憩する。
- 休 憩 10:06
- 再 開 10:09
- 委員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。10 月 26 日の総務文教常任委員会で懲戒処分の報告を受けた後、何らかの報告が必要と判断されれば、改めて厚生常任委員会で報告してもらおう形にする。
- 委員 長 **1 所管からの報告事項について**
(1) について説明願う。
- 鈴木部長 **(1) 滝川市立病院改築工事について**
(別紙資料に基づき説明する。)
- 委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。
- 木 下 警備員は何人くらい置く予定か伺う。
- 鈴木部長 警備員については、現在市役所に 2 人配置している。市役所の警備員はもともと市立病院から配置しているので、11 月 1 日から病院の正面玄関前駐車場等に配置することになる。周辺の患者専用の駐車場については、11 月 1 日から使用できなくなる。そこは従来のとおり職員の駐車場等になる。
- 委員 長 他に質疑はあるか。
- 清 水 ① 番号②のところ到手押し信号はつくのか伺う。
② 信号が番号④付近から①に移った。距離は 15 メートルくらいで非常に短い。車がかなり走っている。信号が定周期式になるのは、④の従来の場所であると思っていた。交通事故というのは、どういうところで起きるかわからない。
④のところの安全対策について伺う。

- ③ 障がい者専用の駐車場の関係について、詳細に説明願う。
- ④ 休日、夜間の出入り口だが、そこがあいているとかなりの風が吹く。それについて把握をされ、何らかの対策を立てようとしているのか伺う。
- ⑤ ロードヒーティングを経費節減のために中止することはないということを確認する。

鈴木部長

①② 信号機は①のところにつくので、②の場所に信号機をつける予定はない。②から左側に出て①の信号に向かって出やすくするために、拡幅の改良工事を行っている。信号機を①に設置する経過だが、もともと④に手押し式の信号機があった。ここに出入り口を持ってくることによって、手押し信号機の移設が必要となった。どういう形がよいのかということで、ろうきん側の出入り口を含めて、①に4カ所信号機をつけて、スムーズに車が流れるようにし、歩行者の安全確保ということで、警察署ともかなり議論をしてきた。関係者との調整の上このような形になったと理解願う。現在は市役所に駐車して、道路を渡るが、今度は病院の中で駐車をすることになるので、道路を渡ることは少なくなると思う。配置する警備員もいるので、できる限り安全面も見てもらうことで指導していきたい。

③ 身障者用の駐車場8台だが、③のポケットパークのところにある駐車場になるが、妊婦、高齢者、子供連れなどの専用駐車場を24台確保する。一般の駐車場と分けて、身障者の駐車場が満車であれば、③の24台のところにとめてもらうことを考えている。

④ 風の関係については承知している。工事関係者に調査をしてもらった結果、空調の調整が乱れているということもあったが、調整をしてかなりよくなったという話である。再度確認する。

⑤ ロードヒーティングについては、経費がかさむが、患者のことを第一に考え必要と判断したので、すぐに経費節減のためにやめるということはない。

清 水

① 番号②から出入りする方が、右側に向かうとすれば、ベスト電器のところに交差点があり、そこは滝川市の中でも最も異様な交差点で、4つとも一時停止になっている。そういうこともあるので、歩行者の流れを見て、安全対策を怠らないようにしていただきたいということについての考えを伺う。

② この①の交差点は車の停止回数が多いところになる。これまでどおりアイスバーンになる。今④のところに黄色い砂箱があるが、①に移った段階でここにも砂箱を2カ所程度置く必要があると思うが、このことについてどのように考えるか伺う。

鈴木部長

① 人の流れを予測はできないのはもちろんだと思う。完成後、人の流れを含めて、安全対策等が必要であれば検討していきたいと思う。

② 所管が違うが、砂箱をつけてほしいという要望をする。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) (1)については報告済みとする。(2)について説明願う。

(2) 院内保育所の開設について

(別紙資料に基づき説明する。)

田湯部次長

説明が終わった。質疑はあるか。

委員長

荒 木

① おおむねの収支の予測を伺う。どれだけ持ち出しを予定しているのか伺う。

② 40坪だが、何人まで対応可能なスペースなのか伺う。

- 田湯部次長 ① 経費の概算だが、収入は保育料 600 万円程度を予定している。道からの補助金 150 万円、一般会計の負担金 1,050 万円程度で、収入合計で 1,800 万円程度である。歳出は委託料で 1,250 万円、需用費、光熱水費、給食費、電話料等で 300 万円程度、使用料として家賃だが月額 20 万円を予定しており、240 万円となり、歳出も 1,800 万円程度ということである。これからプロポーザルを実施し、その内容の中で委託金額が決まってくる。この金額はあくまでも概算見積もりとして聴取している金額である。
- 委員 長 ② ナカジマ薬局の 2 階、40 坪だが、保育基準からいくと定員 30 人まで利用可能という原則になっている。
- 清 水 他に質疑はあるか。
- 委員 長 ① 制度上の問題だが、認可保育所ということなのか、どのような取り扱いなのか伺う。
- 委員 長 ② 150 時間保育について、どういった位置づけになっているのか伺う。保育料金がその場合 6 割ということだが、所得に応じてすることができないのか伺う。
- 委員 長 ③ 施設だが、かなりの改修が必要だと思う。どういった契約になるのか伺う。また、建物を購入するという選択はなかったのか伺う。
- 田湯部次長 ① 事業所内保育所ということで、道のほうに申請を上げることになる。許可ではなく、申請を上げるだけである。監査は保育所として受けることになるが、許可保育所ではないということである。従業員のみの保育所という条件がついている。
- 田湯部次長 ② 150 時間保育だが、ほかの病院でも実施しているが、それを参考にさせていただいて運用したいということで、臨時職員、嘱託職員も対象にしたいと考えている。保育時間の 6 割を預かるということで、料金についても 6 割をいただくということにしている。
- 田湯部次長 ③ 施設の改修については、坪谷先生のところの 2 階を借りてということ考えている。改修自体は壁等は生かしたままで、改修費は 300 万円程度予定している。現行予算で対応可能ということ考えている。
- 清 水 ① 無認可保育所ということがわかったが、道の監査は受けるということで、この道の監査というのは西町のなかよしハウスで受けているような監査なのか伺う。
- 清 水 ② 施設について契約は何年間か伺う。契約条件として、契約を終了するときには原状回復などの要件がつけられているのか伺う。
- 清 水 ③ 現状で入所申し込みは大体どれくらいで、2 年後はどのくらいか見通しを伺う。
- 清 水 ④ プロポーザルの実施概要について伺う。
- 田湯部次長 ① 市のほうに申請をして、市の監査を受けることになっている。
- 田湯部次長 ② 坪谷先生と詰めている状況である。原状回復については壁等は取り壊さないうで実施をしたいということなので、万が一保育所をやめる場合は、そのまま構わないという話になっている。契約については、1 年更新で行う予定である。
- 田湯部次長 ③ 現状での入所申し込みは、ニーズ調査の段階では 9 名だった。その後、看護部のほうで対象職員のヒアリングを実施した。当初 10 名から始めて、少しずつでもふえればと考えている。

④ プロポーザルについては、説明した内容を条件に提示をして、業者を選定したいと考えている。

清 水

トイレについては、こどもセンターのような立派な施設になるとは思っていないが、どの程度の設備になるのか。給食に関してもどのような設備が設けられるのか。プロポーザルを実施する上での具体的な図面や、仕様書などを厚生常任委員会に示していただき、チェックしていきたいと考えるがいかがか。

鈴木部長

プロポーザルでは保育内容や企画で選定されると思うが、ハード的な部分に関しては、保育所に必要なものは何なのかという部分で、提案いただいている修繕内容を設計する段階で、業者と詰めていきたいと考えている。保育所として機能できる建物修繕という考えから、図面などを厚生常任委員会に提示してチェックを受けることは考えていない。

清 水

食事を提供するわけだが、どのような設備ができるのか。また、ベッドなどの設備がどの程度の水準の計画を立てるのか。現段階においてどのように考えているのか伺う。

鈴木部長

食事についてはその場所で作るということは考えていない。外注という形で給食の提供をする。いろいろな保育所の視察をし、その状況を判断させてもらっている。例えばトイレについては、それなりの物をきちんと整える必要はあると思うが、特に要望を聞いてどうにかするということは考えていない。保育所という機能がきちんと発揮できるような施設にしたいと考えている。

委員 長

他に質疑はあるか。

木 下

薬局との玄関は別になるのか伺う。

田湯部次長

薬局の横の駐車場側からの出入り口ということで、薬局とは区切りをつけた形で考えている。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし) (2)については報告済みとする。(3)について説明願う。

(3) 滝川市立病院「菜の花」応援団の設立について

鈴木部長

8月の厚生常任委員会でも報告したが、9月2日に応援団の設立総会を市立病院で開催し、滝川市立病院「菜の花」応援団が設立された。当日は22名の団体からの参加と個人の方に参加いただいた。会則の承認、役員を選出などを行った。応援団の会長は滝川市民生委員児童委員連合協議会会長の椿坂幸夫氏、副会長には滝川市町内会連合会連絡協議会副会長の峯村孝氏、滝川消費者協会の渡辺和加氏、滝川市婦人会の小川美彌子氏、中空知賢友会会長の川口松男氏、FMG 'S k yの山口清悦氏の5名に決定をしたところである。10月4日には第1回目の役員会を開催し、今後の応援団の活動について協議をしたところである。年内に1回目の市立病院の勉強会を開催してはどうかという話があった。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし) (3)については報告済みとする。ここで市立病院の関係について木下委員から意見がある。木下委員

木 下

先日、足が痛くて市立病院の救急外来を受診した。その際に外科の医師から非常に荒い言葉でどうして今までほっておいたのかということ言われた。看護師の態度も悪く非常に不愉快な思いをした。同様な態度で市民に対しても対応していたのではどうかと思う。また、プライバシーについても気を使ってほしいと思う。足の診察なのに短パンやスリッパの用意もない。そのような物を準備していただければと思う。このことについてどう思うか伺う。

鈴木部長

救急外来の受診時に不愉快な思いをしたということに大変申しわけなく思う。

日ごろから医師には患者の対応には十分気を使うように話している。言葉は荒かったかもしれないが、早く受診したほうがよいというのは、具合が悪くなった場合、なるべく日中に来てほしいということだったと思う。日中であればきちんとした検査もでき、いろんな対応ができるということである。今後、患者の立場に立ってきちんと対応していきたいと考える。短パン、スリッパについては、状況等いろんなことを含めて検討していきたいと思う。

委員長

この件については以上とする。(4)について説明願う。

(4) 滝川市地域エネルギービジョンの策定について

橋本主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

清水

① 重点プロジェクトで成果を実際のCO₂削減につなげるということで、これから具体的なものになると思うが、市関係の施設については数字がわかるので、計画までつくることができたが、実際には市の施設が占める割合は低いので、これをどのように市民や企業に伝えていくのか。その方法やスピードについて伺う。

② P5-1、中央児童センターの高効率照明器具の導入で児童室のペイバック年数が1.8とある。誘導灯のLED化が全体で20.5となっている。高効率照明器具をあえてLEDと書いていない。この器具はどういうものなのか伺う。

③ 公共施設での取り組みについて、来年度に向けてどういう進め方をしているのか伺う。

橋本主査

① 普及啓発活動について、本年度は省エネレシピというわかりやすい冊子をつくって配布した。これは今後も継続的に行っていきたい。それに加えて、省エネの講習会を消費者協会と連携して開催したり、市教委と連携をして、江部乙小学校で教室を開いた。これからもこのようなことを開催していかなければならないと思う。手回しの発電機でLED照明と以前の白熱灯とを比較して、どれくらいの負荷で点灯させることができるかを体感的にわかる装置を用いて、説明させていただいている。公共施設である程度効果の上があったものについては、ホームページ等でPRを進めていきたいと考えている。

② 高効率照明とはLEDのことではなく、市役所にも導入しているが、蛍光灯のタイプであり、従来よりも蛍光灯が細いHF型というものであり、安定器とセットで取りかえると消費電力が20%ほど省エネになるということである。これは器具ごとかえなければならないということで設備費がかかる。そういった意味でペイバック年数が若干大きくなる。

③ それぞれ経費がかかるものなので、全部行うというのは難しいが、国の補助制度がこれから出てくると思うので、そういった情報をいち早くキャッチしながら、公共施設の中でも老朽化が予想されるものをいかに安く高効率なものにかえていくかという提案をしていきたいと考えている。

清水

資料を見ると、LEDというのは採算が取れないようにしか受け取れない。市役所の照明を高効率化するのであれば、ペイバック年数や費用対効果を考えて、どういった方法がよいのかについては、来年度に向けて作業されると思うが、現時点の状況について伺う。

橋本主査

LED照明とペイバック年数についての詳細な分析は、例えば中央児童センターだとP4-7以降になぜこれほどかかってしまうのかを記載している。現時点におけるLED照明の導入にはコストがかかる。今後、LED照明が普及し

てコストが下がっていくと思う。その段階できちんと分析をしなければならないと思う。市役所についてはほとんど、22年度にHF型の蛍光灯にかえている。これは道から経由して国からのグリーンニューディール基金を活用して100%補助という形で完了している。今後LED照明を入れることに関して言えば、従来のものと比較してメリットを得るためには、いかに長く点灯しているかが問題となる。1時間しかつけていないのであれば、なかなか難しい。例えば、8時間ずっとつけっぱなしのように、長くついていればいるほどその単価のメリットが出てくる。施設ごとにコスト計算をしていかなければならない。昨年の施設見学で札幌市の暖龍新道店に行ったが、1日に16時間稼働しているということで、店内照明をLED照明に取りかえたところ、かなり早いペースで初期投資を回収できたということだった。そのようなことから、何でもLED照明ということではなく、個別の特性に合わせて、コストの低減化の状況も見ながら導入を検討していかなければならないと思う。

委員長
副委員長

他に質疑はあるか。

この事業の中でESCO事業を検討したのか伺う。また、対象の建物を調査するのに調査料がかかると思うが、そのことも含めてどうだったのか伺う。

橋本主査

ESCO事業については、21年度の初期ビジョンの調査の中で札幌市の市立病院をモデルとして、検討委員会のメンバーで話を聞いてきた。この事業は基本的な仕組みとしてはメリットがあると考えていたが、実際に担当の方に聞くと中身が複雑であり、それを実施するにはかなりの知識や業者との交渉が必要となってくるということだった。滝川市でESCO事業ができるかを検討中であり、その後進展はしていない。また、費用についてだが、ESCO事業は2つのタイプがあり、財政的に持ち出しが必要なタイプとそうでないものがあるということだった。その辺も課題となるということで聞いているので、今後もう少し勉強させていただきたいと思う。

副委員長

自治体が全部工事費や設備費を支払って行うタイプとそうでないタイプがあるという話は聞いている。そこで初期投資でかかった費用を何年でペイバックできるかを業者と契約するようである。また、初期投資のかからないものは、節減した分を業者に納める形で、返済以降は各自自治体にお任せするというようなことである。そのときにそれを継続していくのにその能力がないと余り効果がないということが課題ということだった。市として専門家をつけて取り組んでいくだけの価値があると思うので、今後検討していただきたい。意見とする。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(4)については報告済みとする。(5)について説明願う。

(5) 北海道のエネルギー「一村一炭素おとし」事業における事業計画の認定について

橋本主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

清水

① 事業期間が交付決定から来年の2月末ということだが、回収から使用まで一環したものはいつからいつまでの予定か伺う。

② ローリー車を購入するということが、その値段を伺う。

③ 家庭、事業系の油を定期収集のときに回収するということを今後検討するということが、その今後検討の意味を伺う。

④ たきかわ天プロにおいて、どの程度のリサイクル率となっているのか伺う。

- 橋本主査 ① 24年2月までは最初の設備整備の期間であり、今年度中にボイラー等の設置をして試験運転しながら、来年度からの本格稼働を予定している。
 ② 中古のローリー車を探しており、百四、五十万円になると思う。
 ③ 今の時点では何も決まっていない。こういうこともあり得るということで示した程度である。当面は回収ボックスを利用させていただくことになる。
 ④ リサイクル率はなかなかつかめない。事業系や家庭系の油がどれくらい出るのかを把握できない。傾向としては核家族化などが進み、スーパーの惣菜などで揚げ物を買うことで油の使用が減ってきているようである。
- 清 水 ① 本格的な実施は24年度からということだが、何年くらい継続して実施するのか伺う。
 ② これをどこで実施し、新たな雇用は生まれるのかについて伺う。
 ③ リサイクル率はある程度しっかり押さえないと雲をつかむような話になってしまい、炭素を減らすということにはなかなかならないと思う。そういう点で大口のところ、例えば、そば屋や給食センターなどせめてそういうところからは、完全に回収するといった目標を立てる必要があると思う。リサイクル率を考えて目標を達成していくというようにしていくべきと思うがいかがか。
 ④ 中央児童センターでは重油をどれくらい使っていて、このうち幾ら浮いてくるのか伺う。
- 橋本主査 ① できる限り行っていきたいと考えている。
 ② 雇用について、前処理の精製処理と運搬給油まではある程度経験を持った業者に委託をしたいと考えている。その前に市民から集めた回収ボックスの段階で、ペットボトルで集めた油を作業しやすいようにポリタンクに詰めかえる作業があるが、これは今後もほほえみ工房にお願いしようと考えている。
 ④ 年間4万リットル程度使用しており、計算上3万3,000リットルが廃油で置きかえることができ、うまくいけば100トンくらいの二酸化炭素の排出量の削減につながる。
 ③ リサイクル率の目標というよりも回収量ということでいけば、家庭から月400リットル、年間5,000リットルの廃油を回収している。もう一回PRをし直して、年間1万リットル程度を目標としたい。事業系としては、飲食店組合などに話を聞いたが、既に回収業者が回っているということで、処理に困っているところがあれば、PRをして利用してくれる店をふやしていきたいと考えている。
- 委員 長 他に質疑はあるか。(なし)(5)については報告済みとする。(6)について説明願う。
- (6) 滝川市廃棄物減量等推進審議会における審議経過について
- 伊藤主査 (別紙資料に基づき説明する。)
- 委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。
- 清 水 審議会は25年4月の中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却炉が稼働するまでに滝川市のごみ処理の方向性を考えているわけだが、今回、可燃ごみの組成を調査して、雑紙、容器包装は札幌市では完全に分別対象になっているもので、こういう結果を見ると、半分近く可燃ごみが減るという可能性があるが、燃やさないということはどう進めるのか。審議会に対して市民生活部がこういったことをどのように提案していくのか、その方向性とスケジュールについて伺う。
- 庄野参事 年内ということで審議会はスタートしているが、多少延びて、今年度いっぱい

をかけて審議いただくことになろうかと思う。ごみの減量化をどういう手立てで進めていくかは、料金にもかかわってくる問題なので、いかにしてごみを出さないような工夫をしてもらおうかが大きな役割になるのではないかと思う。そういう意味で、可燃ごみの組成調査を行い、その中でさらに雑紙として収集できる体制というものをどうつくっていくかを審議会で議論いただきたいと考えている。市としても今ある仕組みの中にどうやって雑紙を加えていけるかを進めていければと考えている。そのほかプラスチックの処理についてもどのような形で回収できるか、ごみとして処理していけるのかというのも課題であり、広域連合は可燃ごみの中にプラスチックも含まれており、そういう前提で広域連合の焼却施設の整備を進めている。また、リサイクルンとしての収集体制の問題も出てくる。組合は、可燃は一括しての処理という体制なので、その中で紙やプラスチックの分別収集、ストックなどの機能はなく、組合の中で調整して進めていかなければならないと考えている。現状、新たな経費をかけない形で検討したいと思う。

清 水

このような調査結果によって、大きな焼却炉をつくったが、ごみの量が少ないので焼却の稼働日数を少なくするなど、柔軟に稼働させる必要があると思う。トン当たりの経費はふえるかもしれないが、今の時流に合わせたほうがよいと思う。リサイクルンも建設当時と状況が一変しており、生ごみが減って、5基ある80キロのメタンガス発電機のうち、稼働率が4割程度と聞いている。柔軟に他の地域との話し合いを進めていくということも必要なのではないかと思う。そのことについてどのように考えているか伺う。

庄野参事

生ごみに関しては、できた当時と様相が変わってきている。実際に発電量も売電までには至っていない。ごみそのものが減量化されているということも言えると思う。これは組合との協議にもなってくるが、産業廃棄物として生ごみを受け入れることがあり得るかもしれない。稼働率を上げるという点からこのようなことも考えられる。広域連合のごみの収集量だが、過去、この施設をつくるに当たって、各構成市町の今後の人口推計、ごみ量の推計をもとにつくられている。今の段階でその量が大きく変わるということは考えていない。ごみ量はそれぞれの地域で減量化が進んでいけば、当然のことながら、ごみ施設の稼働率が多少下がることもあり得るが、焼却場は24時間の燃焼が前提なので、それらをきちんと維持管理していく上でどのような対応が必要なのか、ときによっては重油の量をふやして、燃やし続けることもダイオキシンの発生を抑えることから必要になってくると聞いている。その施設の機能に合わせて必要最小限度の経費で運営してもらおうように、市としても、ごみの減量化を進めつつ、施設の維持管理についても適正な運用を図っていただくように要請したいと思う。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし) (6)については報告済みとする。(7)について説明願う。

(7) 滝川市交通安全計画(第8次)について

松本主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

清 水

① 8次計画の大きな位置づけについて伺う。

② P7、事故対策の重点的な場所は江部乙赤平線の東一線との交差点である。今月も大きな事故があった。過去何年かに同じような事故が繰り返し起きてい

る。そこの事故対策をできないということでは済まないという段階に来ていると思う。市が単費でロードヒーティングを設置したり、定周期式信号機をつけたりなど、億単位のお金を使わなければ対策は難しいのではないかと。相当の決意が必要と思うが考えを伺う。

松本主幹

① 道の基本計画をもとに2回目の委員会の中で協議をし、大きな項目を4つ掲げている。

委員 長

② 警察、土木現業所、市とが入って対策を講じているという話は聞いているが、今後どのようにするかは3者で進めていかなければならないと考えている。他に質疑はあるか。(なし)(7)は報告済みとする。(8)について説明願う。

千葉所長

(8) まちづくりセンターのキャラクターと愛称の決定について

委員 長

(別紙資料に基づき説明する。)

清 水

説明が終わった。質疑はあるか。

千葉所長

商店街のキャラクターであるラムちゃんとの関係やグッズをつくるという話をされたが、どの程度の予算をかけてつくるのか。販売するのか伺う。

今回のキャラクターはあくまでもまちづくりセンターのキャラクターということで、まちづくりセンターの紹介等に使用させていただくことで考えている。グッズについては、シール等は市販のシール作成用紙でプリントし、キーホルダーなどはPRを兼ねている部分もあるが、場合によっては有料になることも考えられる。

清 水

まちづくりセンター事業については、中活の国の補助金を受けて、まちづくりを進めるというプラス面もあるが、一方でよい補助を受けて、振興公社の不良資産を市が買い取ったという側面もある。できるだけ経費は適正に使う必要があると思う。適正な費用でグッズを使用するというのを徹底していただきたいが考えを伺う。

千葉所長

ばらまきという形ではなく、シール程度であれば何円という形で考えている。それ以上のものについては、市の予算で景品等をばらまくというイメージは考えていない。その辺は慎重に進めていきたい。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし)(8)については報告済みとする。ここで昼食休憩とする。

休 憩 12:20

再 開 13:29

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。(9)について説明願う。

(9) 子ども手当の制度改正について

樋郡課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

木 下

子ども手当については100%国の補助となるのか伺う。

佐々木部次長

これまでは児童手当があり、小学校6年生まで支給されていたが、3歳までは1万円、3歳以降6年生までが5,000円だった。この旧制度については国が3分の1程度の負担であった。新しく子ども手当となった分については、国が全額負担ということになる。全体の9割程度が市費以外の負担で、1割程度が市の負担となる。

木 下

子ども手当の制度が10月から変わったが、この関係で全額国の負担となったと思うがいかがか。

佐々木部次長

去年の4月から子ども手当が新設されたが、ことしの10月から一部額が変わっ

- た。3歳未満が1万5,000円で、それ以外が1万円となった。大きな変更点は額の変更である。それに対する財源としては、これまでと変わらない。
- 木 下 金額を国の制度と同じくしているのであれば、市の持ち出しはないと思うのだがいかがか。
- 佐々木部次長 昨年の4月から児童手当に上乗せして子ども手当とした。新しく出た部分については、全額国費負担となる。その制度は10月以降も変わらない。
- 木 下 そういうことであれば市の持ち出しはないと思うのだがいかがか。
- 佐々木部次長 新たな持ち出しはない。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 清水 ① 支給要件の保育料は手当より特別徴収できるということだが、これは法律にうたわれているのか、政令などでうたわれているのか伺う。
- ② 子ども手当よりも保育料のほうが高いと思う。保育料の場合、1カ月分は引けるが2カ月分は引けないなどの問題が出てくると思う。具体的にどのような事務になるのか伺う。
- ③ 保育料と給食費との関係について、条文の意味の違いを伺う。
- 樋郡課長 ①② 保育料の特別徴収だが、Q&Aが届いており、それで勉強している最中である。24年2月6日に保育料の納期が来ているものについては、特別徴収ができるということだった。既に納期が来ているものについては、児童福祉法にも出ているが、滞納処分として処理するよにということだった。そうであれば、子ども手当から一概に引くということが難しいと思う。実務的には、10月から複数月の滞納があつて、2月分も滞納の見込みがあるものが対象となるのではないかと思う。特別徴収をするに当たっても慎重に行わなければならないと考えているので、実施するにはもう少し検討したいと考えている。
- 佐々木部次長 ③ 保育料は地方税法に準じて徴収できる税等になっているが、給食費は私費ということになっている。
- 清水 ① これはかなり混乱するのではないかと思う。子ども手当をまずは全額支払うことが前提だと思うが、税等ということで特別徴収ができるとした場合、混乱するようであれば、しないほうがよいと思う。混乱しないような方法があれば伺う。
- ② 給食費については、市教委が給食方式の説明会をすると、半分くらいは給食費の滞納問題の質問が出てきた。こういうことが出てくると滞納している人に申し出るよにという文書がPTAから出ることもあり得る。市としては子ども手当を全額支給するというような進め方が必要だと思うがいかがか。
- 樋郡課長 ① 保育料の滞納者向けには、その翌月に通知するが、9月分の滞納者に子ども手当の制度も変わって、手当から保育料を特別徴収することができるということを通知している。これを実施するに当たって、単純に滞納があるから引くということではなく、本人ともよく相談させてもらいながら、その辺は対応したいと思う。
- ② 給食費は市教委のほうで進めていくことになるが、担当者のほうにどのようにするのかを確認したところ、市教委のほうでもこの制度をよく解釈しながら、進めていきたいということだった。子ども手当のシステムの管理は子育て応援課になるが、実施するというのであれば、市教委のほうで申請書をまとめてこちらのシステムに入力するという形になると思う。これについても、それぞれの担当者のほうで詰めることとしている。

- 委員 長 他に質疑はあるか。
木 下 子ども手当の認定請求書が受付期間内に出てこない部分もあるかと思うが、その場合はどのような対応をするのか伺う。
- 樋郡課長 第1次の締め切りで出してもらえるように努力したいと思うが、申請をされな
い方がいると思う。3月31日までに申請してもらえればいいので、再度申請
するように案内をすることになると思う。
- 委員 長 他に質疑はあるか。
荒 木 保育料を子ども手当から特別徴収できるというのは、明らかに未納者に対する
処置ということだと思うので、悪質者については徹底的にすべきと思う。給食
費についても、長年の課題なので、利用できるとすればうまく利用して、なる
べく未納額を減らすということを考えるべきだと思う。これについて考えを伺
う。
- 佐々木部次長 制度をもう少し調べるが、悪質者については非常に有効な手段だと思う。基本
的には従来の滞納処分をしっかり行い、活用できるのであれば活用したいと思
う。給食費については市教委とも連携をして進めていきたい。
- 委員 長 他に質疑はあるか。
副委員 長 今回のシステム改修にはどのくらいかかるのか伺う。
樋郡課長 申請書を送付するだけで、従来のシステムの中で対応できたので費用はかかっ
ていない。
- 委員 長 他に質疑はあるか。(なし)(9)については報告済みとする。(10)について説
明願う。
- 樋郡課長 (10) 休日保育の実施について
(別紙資料に基づき説明する。)
- 委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。
清 水 ① 6月のアンケート結果というのはこれまで厚生常任委員会に報告されたの
か。その概要を伺う。
② 市の保育サービスが拡充されている。このような事業をする場合、保育士
に対する負担もかかってくると思う。その対策について伺う。
- 樋郡課長 ① 保護者435世帯にアンケートを配付した。調査事項は通所保育所名、延長
保育、休日保育、病後児保育に係る意見や要望、保育全般に係る意見要望等
である。調査方法は、直接本人に配付をして、それぞれの保育所に持参して
いただき回収した。調査期間は、23年6月1日から6月10日までである。回収結
果だが、回収された数が199世帯で45.7%だった。保育サービスの希望者に回
答していただいたと理解している。この中で日曜、祝日などの休所日の保育希
望だが、一番多かったのが祝日であり、95人の回答があった。次いで日曜が75
人、1月4日、5日が合わせて118人だった。利用時間は現在18時までとなっ
ているが、半数はその時間帯でよいということだった。現在、通所中の保育所
以外の施設で実施した場合利用するかという問いに利用すると回答した方が
64人で、利用しないという方が95人いた。有料で休日保育を実施した場合、
どのくらいの金額がよいかという問いには1,000円という回答が35人で一番多
かった。延長保育では19時までということで40%ほどの方が回答している。
- 佐々木部次長 ① 今回の保育サービスについては、以前にこどもプランを作成する際に、21
年7月に次世代育成支援行動計画のためのアンケートを行ったが、それとは異
なり、今度は実際に保育所に入っている保護者に具体的な意見を聞いた。

樋郡課長 ② 休日保育を実施するという事になると、保育士に対する負担がかかることは承知している。それを解消する意味で、臨時保育士にお願いすることになるのだが、1月4日、5日は中央保育所1カ所だけで対応し、十分保育士の負担も考慮しながら実施することで検討したいと考えている。

清 水 院内保育については、委託をするということがあって、事業団や市の職員には直接影響はないということだったが、これは直接影響があるので、十分な代替措置を進めていただきたい。意見とする。

委員 長 他に質疑はあるか。
木 下 給食を提供するのか伺う。
樋郡課長 そのような方向で考えている。
委員 長 他に質疑はあるか。(なし)(10)については報告済みとする。
第4回厚生常任委員会で社会福祉事業団の評議員の選考については、答弁が持ち越しとなっていたことから、ここで所管からその説明をしていただく。

樋 部 長 ○ 社会福祉事業団の評議員の選考について
8月23日、第4回厚生常任委員会で荒木委員から社会福祉事業団の評議員についての質疑があった。次回開催の厚生常任委員会で答弁するという事になっていた。質疑の要旨については、評議員は学識経験者等だが、だれがどのようにして選ばれるのかという内容だった。9月の第3回定例会において、窪之内議員からこれに関する質問があり答弁したが、改めて本委員会においても答弁したいと思う。社会福祉事業団定款の第3章において、評議員会の権限や評議員の資格というものが規定されているが、第16条で「評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験がある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。」と規定されている。当然、これに沿った形で社会福祉事業団においても評議員が選出されているものと理解している。定款の趣旨に沿って、理事長の委任を受けた事務局職員が候補者の選出をして、理事長提案によって理事会に諮って、同意を得るということである。参考として、評議員会の組織だが、重要事項に関して意見を述べるという諮問機関である。さらには牽制機能もある。理事や監事などの役員の選任機関でもある。現在、評議員の定数だが、理事定数の2倍を超える数となっており、社会福祉事業団の理事数は9人いる。よって社会福祉事業団の評議員は18人を超える19人となっている。内訳だが学識経験者が6人、地域関係者が12人、社会福祉事業団職員が1人である。

荒 木 ① ほかの社会福祉事業団でも同じように選考し合うような形になっているのか伺う。
② 理事会の役員と評議員の任期はどのようになっているのか伺う。どの時期に任期が切れるのか。どのくらい時期的にずれているのか伺う。

樋 部 長 ① 評議員の定数は社会福祉法人の定款の準則がある。一般には評議員は15人だが、滝川市については理事が9人いることから、その2倍を超える19人ということである。
② 理事会、評議員ともに2年間という任期である。今回任期は理事会、評議員同時期であり、24年10月31日までとなっている。

荒 木 同じ任期ということになると、当然最初に理事長の命を受けた事務局職員がある程度選考素案をつくり、理事長が依頼することになるが、一方、評議員が理事を選ぶことになっているので、どのような仕組みになっているのか全くわか

らない。その辺をクリアしていかないといけないと思う。同じ日に任期を迎えて、お互いを選ぶ仕組みになっている。どのように整理しているのかを次回の厚生常任委員会で報告願いたいがいかがか。

橘 部 長

再度確認して、次回の厚生常任委員会で報告させていただく。滝川市の場合、社会福祉事業団という事業を始めるために、最初は法人を設立しようということで、先に理事が選出されたものと思われる。

委 員 長

他に質疑はあるか。

清 水

市の幹部や市職員が理事や評議員になることができるのかどうかは、以前に質疑させていただいたが、理事長には市長はつけないという答弁はあった。千葉県社会福祉事業団は理事の中に2人、県の課長クラスが入っている。理事あるいは評議員に市の課長、部長クラスの人になることができないのか調査をしていただきたいと思うがいかがか。

橘 部 長

再度資料を調べて、次回の厚生常任委員会で報告させていただく。

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし) この件については報告済みとする。

2 その他について

委 員 長

委員から何かあるか。

清 水

駅前再開発ビルの譲渡問題で、ビルが廃墟化する可能性があるので市は対応しなければならぬという状況がある。そのことを考えた場合、駅前にトピアビルがあるが、あれも同じである。住宅レベルでは条例化を検討しているが、大型の建物が廃墟化した場合にどのようなことが起き得るのか、本委員会で整理する必要があるのではないかと思う。現在、市民生活部が条例案検討の中で、そういった報告を受けたいと思うがいかがか。

委 員 長

若干休憩する。

休 憩 14:20

再 開 14:22

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。これについては、今後、委員会として説明を求めるために所管と協議したいと思う。ほかに何かあるか。(なし)

3 次回委員会の日程について

委 員 長

次回委員会は、正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし) 以上をもって第5回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 14:23